

# 岩美町訪問看護ステーション

## 〔訪問看護事業〕 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、岩美町国民健康保険岩美病院が行う岩美町訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所・関係市町村・地域の保健・医療・福祉関係との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 岩美町訪問看護ステーション
- (2) 所在地 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1029 番地 2  
(岩美町すこやかセンター内)

### (職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名（常勤職員）  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する
- (2) 職 員 看護師 2名以上（常勤職員 2名）

訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。

- (3) 事務職員 1名以上（岩美病院医事兼務）  
請求業務等必要な事務を行う

## （営業日および営業時間）

第5条 ステーションの営業日および営業時間は、岩美病院職員サービス規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始を除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## （指定訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

## （実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は岩美町とする。

## (緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

## (健康保険法の指定訪問看護の利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合、利用者からは医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

## (介護保険法の指定訪問看護の利用料)

第11条 訪問看護を提供した場合、その費用のうち、利用者負担の割合に応じた額を利用料として徴収する。

その他利用料として、通常の訪問看護の実施地域外への訪問看護にかかる交通費を徴収する。

## (その他運営についての留意事項)

第12条 ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

## 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

この規程は、平成27年8月1日から施行する

この規程は、平成30年8月1日から施行する

この規程は、令和3年4月1日から施行する

この規程は、令和5年4月1日から施行する

この規程は、令和6年6月1日から施行する